

# 司法書士本試験【直前チェック 予想ポイント集】

## 民事訴訟法

### 【簡易裁判所の訴訟手続に関する特則】

訴えは、口頭で提起することができる。

当事者双方は、任意に裁判所に出頭し、訴訟について口頭弁論をすることができる。

口頭弁論は、原則として、書面で準備することを要しない。

証人尋問だけでなく、当事者尋問や鑑定人尋問についても書面尋問が認められる。

金銭の支払請求については、被告が何らの防御方法を提出しない場合において、裁判所が相当と認めるときは、原告の意見を聴いて、期限の猶予又は分割払いを命ずる決定をすることができる。

裁判所は、必要があると認めるときは、司法委員に和解の補助をさせ、又は審理に立ち合わせてその意見を聴くことができる。

判決書に事実及び理由を記載するには、請求の趣旨及び原因の要旨、その原因の有無並びに請求を排斥する理由である抗弁の要旨を表示すれば足りる。

### 【少額訴訟に関する特則】

簡易裁判所においては、訴訟の目的の価額が60万円以下の金銭の支払いの請求を目的とする訴えについて、一定の要件の下、少額訴訟による審理及び裁判を求めることができる。

少額訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述は、訴えの提起の際にしなければならない。

反訴を提起することができない。

特別の事情がある場合を除き、最初にすべき口頭弁論の期日において、審理を完了しなければならない。

証拠調べは、即時に取り調べることができる証拠に限りすることができる。

証人の尋問は、宣誓をさせないですることができる。

判決の言渡しは、相当でないとして認める場合を除き、口頭弁論の終結後直ちにす。

少額訴訟の終局判決に対しては、控訴をすることができない。

## 民事執行法

### 【債権及びその他の財産権に対する強制執行】

原則として、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が執行裁判所となるが、この普通裁判籍がないときは、被差押債権の所在地を管轄する地方裁判所が執行裁判所となる。

差押えの効力は、差押命令が第三債務者に送達された時に生じる。

執行力のある債務名義の正本を有する債権者及び文書により先取特権を有することを証明した債権者は、配当要求をすることができる。

債権者は、債務者に対して差押命令が送達された日から1週間を経過したときは、その債権を取り立てることができる。

扶養義務等に係る確定期限の定めのある定期金債権の一部に不履行があるときは、確定期限到来前のものでも債権執行を開始することができる。

#### 【近年の主な改正点】

執行力のある債務名義の正本（仮執行宣言付判決、支払督促、執行証書を除く）を有する金銭債権の債権者は、債務者について、財産開示手続の申立てをすることができる。

不動産競売の買受けの申出の額は、売却基準価額からその10分の2に相当する額を控除した価額（買受可能価額）以上でなければならない。

一定の少額訴訟に係る債務名義による金銭債権に対する強制執行は、地方裁判所が行うほか、申立てにより、少額訴訟に係る債務名義が成立した簡易裁判所の裁判所書記官が行う。

扶養義務等に係る金銭債権についての強制執行は、直接強制の方法により行うほか、債権者の申立てがあるときは、債務者が支払能力を欠くためにその金銭債権に係る債務を弁済することができないとき又はその債務を弁済することによりその生活が著しく窮迫する場合を除き、間接強制の方法によって行うことができる。

### 民事保全法

#### 【保全執行に関する手続】

保全執行は、保全命令の正本に基づいて実施し、執行文の付与を要しないのが原則であるが、承継執行文の付与は要する。

不動産に対する仮差押えの執行は、仮差押えの登記をする方法又は強制管理の方法により行い、これらは併用することができる。

動産に対する仮差押えの執行は、執行官が目的物を占有する方法により行う。

債権に対する仮差押えの執行は、保全執行裁判所が第三債務者に対し債務者への弁済を禁止する命令を発する方法により行う。

債務者を特定しないで発した占有移転禁止の仮処分執行は、係争物である不動産の占有を解く際にその占有者を特定することができない場合は、することができない。

### 供託法

#### 【払渡請求書に印鑑証明書の添付が不要な場合】

払渡請求をする者が官庁又は公署であるとき。

払渡請求をする者が個人である場合において、その者が運転免許証等を提示し、これにより本人であることを確認することができるとき。

供託物の取戻を請求する場合において、供託の際に提示した委任状を添付し、その委任状の印鑑と払渡請求書又は払渡請求の委任状に押した印鑑とが同一であるとき。

印鑑を登記所に提出することができる者以外の者が取戻を請求する場合において、供託の原因が消滅したことを証する書面を添付したとき。

印鑑を登記所に提出することができる者以外の者が、官公署等が発行する一定の証明書を添付して払渡しを請求する場合（額が10万円未満である場合に限る）。

#### 【近年の主な改正点】

供託者が被供託者に供託の通知をしなければならない場合には、供託者は、供託官に対し、被供託者に供託通知書を発送することを請求することができる。通知をしなければならない場合であっても、必ずしも供託通知書を添付する必要はなくなった。

催告払の制度の廃止、内渡しの場合の特則の削除。

還付請求・取戻請求の添付書類として、供託書正本又は供託通知書の添付は不要。

オンラインによる供託手続の対象

- (1) 金銭又は振替国債の供託
- (2) (1)の供託と同時にするみなし供託書正本の交付又は送付の請求
- (3) 供託金、供託金利息又は供託振替国債の払渡しの請求

供託者は、インターネットを介して供託書正本の交付を受けたときは、1通に限り、当該供託書正本に記載されている事項を記載した書面（みなし供託書正本）の交付を請求することができる。

#### 司法書士法

##### 【簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる司法書士の業務】

簡易裁判所における請求額140万円以下の次に掲げる手続を代理すること。ただし、上訴の提起（自ら代理人として関与している事件の判決、決定又は命令に係るものを除く）、再審、強制執行に関する事項（少額訴訟債権執行を除く）については、代理することができない。

- (1) 民事訴訟手続
- (2) 訴え提起前の和解の手続
- (3) 支払督促の手続
- (4) 訴え提起前における証拠保全の手続
- (5) 民事保全の手続
- (6) 民事調停の手続
- (7) 少額訴訟債権執行の手続

簡易裁判所の民事訴訟の対象となる民事紛争で紛争の目的の価額が140万円を超えないものについて、相談に応じ、又は仲裁事件の手続若しくは裁判外の和解について代

理すること。

筆界特定の手続であって対象土地の価額をもとに算定した額が 140 万円を超えないものについて、相談に応じ、又は代理すること。